

野村ネット&コール 信用取引ルールの変更について

野村ネット&コールは2018年1月4日(木)に全面リニューアルいたします。

リニューアルに伴い、信用取引ルールが変更となります。

本紙の変更内容および2018年1月から適用となる「信用取引に関する説明書(契約締結前交付書面)」、「信用取引規定」について、よくお読みいただき、ご理解のうえ、お取引いただきますようお願い申し上げます。

※2017年3月より郵送またはWebサイトでご案内している本紙の内容を2017年10月時点で更新いたしました。更新した箇所は下線が引いてありますので再度、内容をご確認ください。

1

信用取引ルールの主な変更内容

2

委託保証金の管理方法の変更について

2-1

「ご入金時」や「代用有価証券の売却時」の取扱い
(保証金の管理方法の変更)

2-2

「決済益金」や「決済損金」の取扱い
(保証金の管理方法の変更)

2-3

「有価証券の買付時」の取扱い
(代用有価証券の管理方法の変更)

信用取引ルール of 主な変更内容

野村ネット&コールにおいて、2018年1月4日(木)の約定分から新しい信用取引ルールが適用されます。ただし、2017年のお取引等についても新ルールが適用される場合があります。詳細は、次ページ「2017年の取引等に関する主なご留意事項」をご確認ください。

※新Webサイトの取引デモ画面を2017年6月に公開していますのでご確認ください。詳細はWebサイトおよびメール等でご案内いたします。

項 目		主な変更内容	2018年1月以降(リニューアル後)
取扱銘柄・ 取扱市場	制度信用	名古屋証券取引所 を追加	東京証券取引所(1部、2部、マザーズ、JASDAQ(スタンダード、グロース))、 名古屋証券取引所(1部、2部) の各金融商品取引所上場銘柄で「制度信用銘柄」として指定された銘柄のうち、当社が選定した銘柄 ※2017年11月から、次の市場の取扱いを終了いたします。 ・東証ベンチャーファンド市場上場銘柄
	一般信用	名古屋証券取引所 (セントレックス) の取扱終了	東京証券取引所(1部、2部、マザーズ、JASDAQ(スタンダード、グロース))、 名古屋証券取引所(1部、2部)の各金融商品取引所上場銘柄から当社が選定した銘柄 ※名古屋証券取引所(セントレックス)は取扱いません。 ※2017年11月から、次の市場の取扱いを終了いたします。 ・福岡証券取引所(Q-Board含む) ・札幌証券取引所(アンビシャス含む) ・東証ベンチャーファンド市場上場銘柄
諸費用等	取引手数料	「まとめてプラン」は 2017年12月末で 終了	「そのつどプラン」のみ ※現物取引、信用取引とも、「そのつどプラン」手数料は継続する予定 詳細につきましては、2018年1月以降有効となる契約締結前交付書面を必ずご確認ください。
	金利	変更なし	制度信用:3.0%、一般信用:3.0%
委託 保証金等	委託保証金率	変更なし	33%
	最低委託保証金率	変更なし	30%
	最低委託保証金	変更なし	30万円
	追加保証金 (以下、追証)	変更なし	最低委託保証金率(30%)または最低委託保証金(30万円)を下回った場合は、 最低委託保証金率かつ最低委託保証金を回復する金額の差し入れ(お客様 ご自身でWebサイトにて委託保証金への「振替指示」)が必要
	追証受入期日	変更なし	追証発生日から起算(追証発生日を含む)して2営業日目 ※21:00までに委託保証金への「振替指示」が必要
	追証金額の 減額率	20%から30%へ変更	建玉の一部を反対売買した場合、当該建玉の建玉代金の30%が追加委託 保証金額から減額
	追証未入金時の 強制決済	追証受入期日の 翌々営業日から 翌営業日へ変更	追証発生日から起算(追証発生日を含む)して2営業日目(追証受入期日)の 21:00までに、追証の解消に必要な金額の差し入れ(お客様ご自身でWebサ イトにて委託保証金への「振替指示」が必要)が確認できない場合は、追証 受入期日の翌営業日に強制決済 【注意】2017年12月29日(金)の追証発生より適用されます。
	委託保証金の管理	委託保証金への 差し入れ方法の 変更	信用取引の委託保証金への差し入れは、お客様ご自身でWebサイトにて 委託保証金への「振替指示」が必要 ※決済益金、有価証券(国内株式等のみ)については、「決済益金自動振替」、「代用自動振替」 の設定が可能 【注意】2017年12月28日(木)の代用有価証券の買付より適用されます。

記載内容については、2017年10月25日時点における予定の情報です。

1 信用取引ルールの変更内容

項目		主な変更内容	2018年1月以降(リニューアル後)
委託保証金等	代用有価証券の対象	投資信託等を追加 名古屋証券取引所(セントレックス)、福岡証券取引所(Q-Board)、札幌証券取引所(アンビシャス)を対象外	- 国内上場株式等(ETF、REIT、ETN、インフラファンドを含む) 但し、名古屋証券取引所(セントレックス)、福岡証券取引所(Q-Board)、札幌証券取引所(アンビシャス)を除く - 国内投資信託(一般コース(受取型)に限る) - 国内債券(国債、地方債、社債等のうち当社において換金が制限されている国債を除く) - 上場転換社債および転換社債型新株予約権付社債
注文等	注文受付時間(インターネット)	原則24時間から 原則6:00~翌2:00へ変更	インターネットによる注文受付時間は、原則6:00~翌2:00(365日)
	注文有効期間の指定	最長10営業日から 最長7営業日へ変更	当日限り、または発注日を含めて最長7営業日まで指定可能
	返済期日	繰上げ基準の変更	- 上場廃止の場合、建玉の返済期日を最終売買日の4営業日前(最終日を含まず)に繰上げ。 - 建玉の銘柄に権利(株式併合、合併、株式交換、株式移転、株式分割、有償増資等)が発生する場合、権利の内容によっては返済期日を繰上げないことがあります。また、返済期日の繰上げは制度信用と一般信用で異なります。返済期日の変更(繰上げ)については、Webサイトにてお知らせいたします。

記載内容については、2017年10月25日時点における予定の情報です。

2017年の取引等に関する主なご留意事項<新ルールが適用されるケース>

①2017年12月29日(金)の追証発生について

追証受入期日の2018年1月4日(木)21:00までに、追証の解消に必要な金額の差入れ(お客様ご自身でWebサイトにて委託保証金への「振替指示」が必要)が確認できない場合は、1月5日(金)に強制決済となりますのでご注意ください。

②2017年12月28日(木)、29日(金)が有価証券(代用有価証券)の買付約定日となる場合の委託保証金の取扱いについて

- 2017年12月28日(木)に代用有価証券を買付けた場合、2017年12月29日(金)までは買付代金が委託保証金現金として管理されますが、2018年1月4日(木)は買付代金が委託保証金現金として管理されない(委託保証金に含まれない)ため、ご注意ください。なお、受渡日の2018年1月5日(金)より代用有価証券として管理されます※。
- 2017年12月29日(金)に代用有価証券を買付けた場合、2017年12月29日(金)は買付代金が委託保証金現金として管理されますが、2018年1月4日(木)から1月5日(金)は買付代金が委託保証金現金として管理されない(委託保証金に含まれない)ため、ご注意ください。なお、受渡日の2018年1月9日(火)より代用有価証券として管理されます※。

※2017年12月末時点で野村ネット&コールの信用取引口座を開設済のお客様は、「代用自動振替」を設定いたします。

2 委託保証金の管理方法の変更について

信用取引を行うには、委託保証金を差し入れる必要があります。2018年1月以降の新ルールにおいて委託保証金の管理(委託保証金への差し入れ方法)が以下の通り変更となります。**お取引にかかる大きな変更点になりますので、内容をご理解のうえ、お取引いただきますようお願い申し上げます。**

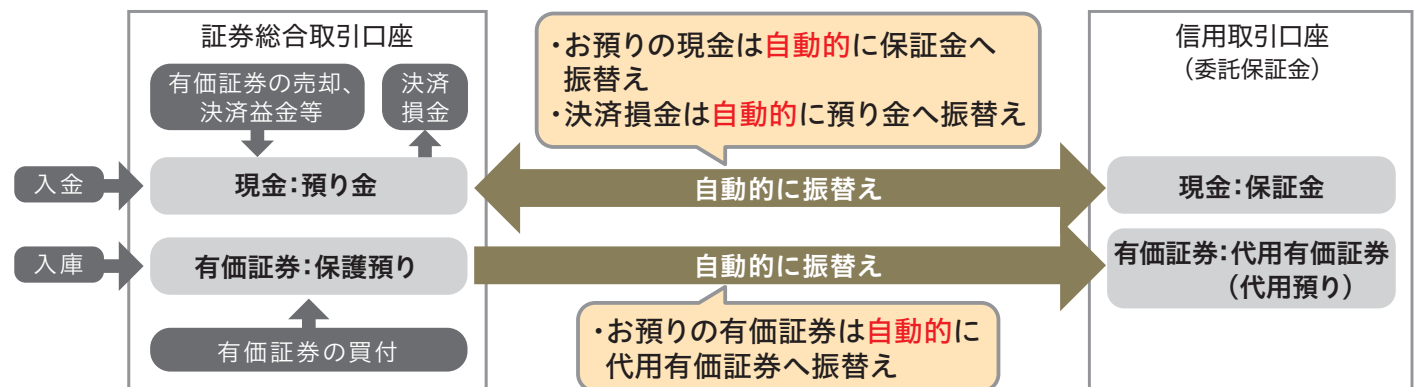
2017年12月末までの委託保証金の管理方法

2017年12月末までは、野村ネット&コールの信用取引口座では、お客様の証券総合取引口座でお預りの「現金※」、「有価証券(国内株式等の保護預り)」は、原則として**自動的に委託保証金へ差し入れ(=委託保証金へ振替え)**を行い、**委託保証金として管理されます。**

- ・ご入金、有価証券の売却、決済益金等による現金は、委託保証金現金(以下「保証金」)へ自動的に振替え。
- ・買付、入庫による有価証券は、委託保証金代用有価証券(以下「代用有価証券」)へ自動的に振替え。
- ・決済損金は、預り金から精算されるため、預り金が不足の場合は保証金から預り金へ自動的に振替え。

※信用取引口座の開設時にMRF口座は解約します。

<委託保証金の管理方法 概念図>



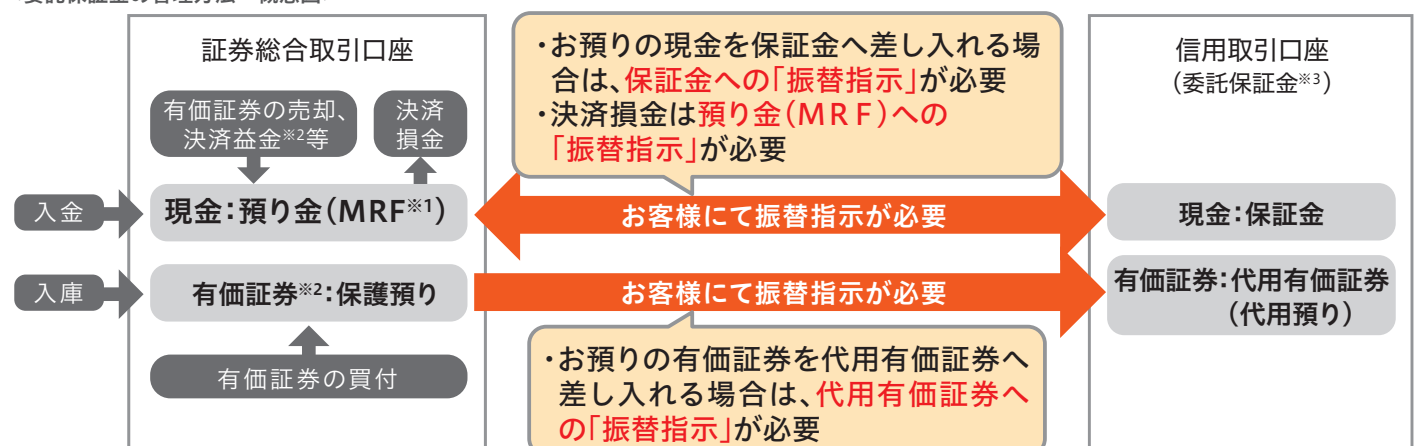
2018年1月以降の委託保証金の管理方法

2018年1月以降は、信用取引を行う際、お客様の証券総合取引口座でお預りの「現金(MRF含む※)」、「有価証券(保護預り)」は、**お客様ご自身で委託保証金へ差し入れる必要があります(お客様ご自身でWebサイトにてお預りの現金および有価証券に対して委託保証金への「振替指示」の操作が必要となります)。**

- ・ご入金、有価証券の売却、決済益金等による現金は、預り金(MRF)で管理されるため、保証金への「振替指示」が必要。
- ・買付、入庫による有価証券は、保護預りで管理されるため、代用有価証券への「振替指示」が必要。
- ・決済損金は、預り金(MRF)から精算されるため、預り金(MRF)が不足の場合は保証金から預り金(MRF)への「振替指示」が必要。

※2018年以降は、信用取引口座を開設時にMRF口座は解約いたしません。

<委託保証金の管理方法 概念図>



※1: 2017年12月末時点で野村ネット&コールの信用取引口座を開設済のお客様は、2018年1月4日にMRF口座を再開設します。

※2: 2017年12月末時点で野村ネット&コールの信用取引口座を開設済のお客様は、決済益金、有価証券(国内株式等のみ)について、「振替指示」をすることなく、自動的に委託保証金へ差し入れる機能「決済益金自動振替」、「代用自動振替」を設定いたします。なお、当該設定は2018年1月以降、お客様ご自身で解除することも可能です。解除後は、委託保証金へ差し入れる場合は、委託保証金への「振替指示」が必要となります。

※3: 2017年12月末時点で野村ネット&コールの信用取引口座を開設済のお客様は、2017年12月末時点でお預りの現金、有価証券(国内株式等のみ)を2018年1月4日の委託保証金として管理します。



2018年1月以降は、名古屋証券取引所(セントレックス)、福岡証券取引所(Q-Board)、札幌証券取引所(アンビシャス)は代用有価証券の対象外となります。

2-1

「ご入金時」や「代用有価証券の売却時」の取扱い (保証金の管理方法の変更)

■ご入金時



2018年1月以降は、入金後、お客様ご自身でWebサイトにて預り金(MRF)から保証金への「振替指示」が必要となります。保証金への「振替指示」をしない場合、保証金(信用建限度額(余力)、追証計算)に反映(増額)されませんのでご注意ください。

	2017年12月末まで	2018年1月以降
現金	ご入金の現金は、保証金としてお預りします。	ご入金の現金は、 預り金(MRF) として お預りします。
信用建限度額(余力)	当社にてご入金の確認ができた時点で、信用建限度額(余力)が増額されます。	預り金(MRF)から保証金への「振替指示」(当日振替え※の場合)をした時点で、 信用建限度額(余力)が増額されます。
追証計算	当社にてご入金の確認ができた時点で、保証金として計算されます。 追証計算は、 仮計算=18:00頃、本計算=翌朝6:00頃	預り金(MRF)から保証金への「振替指示」(当日振替え※の場合)をした時点で、 保証金として計算されます。 追証計算は、 仮計算=17:00頃、本計算=翌朝6:00頃

※預り金(MRF)から保証金への「振替指示」は4営業日先まで可能です。なお、当日付の「振替指示」は500万円が上限となります。

■代用有価証券(国内株式)の売却時



2018年1月以降、代用有価証券の売却代金を保証金に差し入れる場合は、売却約定後、お客様ご自身でWebサイトにて預り金(MRF)から保証金への「振替指示」が必要となります。
保証金への「振替指示」をしない場合、保証金(信用建限度額(余力)、追証計算)に反映(増額)されません。
なお、受渡日までに売却代金を預り金(MRF)から保証金への「振替指示」をしない場合、追証計算において受渡日から売却代金は委託保証金に含まれず、追証となる場合がございますのでご注意ください。

	2017年12月末まで	2018年1月以降
代用有価証券の売却代金	売却代金は、受渡日(4営業日目)に自動的に保証金への振替えを行い、保証金としてお預りします。	売却代金は、受渡日(4営業日目)に 預り金(MRF) として お預りします。*
信用建限度額(余力)	約定時に売却代金が、受渡日基準の信用建限度額(余力)に増額されます(約定時から受渡日前営業日までは代用有価証券として、受渡日より保証金として管理)。	約定時に代用有価証券から除外され、信用建限度額(余力)から当該売却注文の代用有価証券の評価額が減額されます。 ※売却約定後、保証金への「振替指示」をすることにより、振替指示後から受渡日前営業日までは代用有価証券として、受渡日からは保証金として反映されます。
追証計算	約定時から受渡日前営業日までは代用有価証券として計算され、受渡日から保証金として計算されます。 追証計算は、 仮計算=18:00頃、本計算=翌朝6:00頃	約定時から受渡日前営業日までは代用有価証券として計算されますが、 受渡日から売却代金は保証金として計算されません。 追証計算は、 仮計算=17:00頃、本計算=翌朝6:00頃

※約定時点で保証金への「振替指示」(振替日=売却代金の受渡日)が可能です。

2-2

「決済益金」や「決済損金」の取扱い

(保証金の管理方法の変更)

■決済益金(「決済益金自動振替」設定済のケース)

・「決済益金自動振替」とは、決済益金について、保証金への「振替指示」をすることなく、自動的に保証金へ差し入れる機能です。**2017年12月末時点で野村ネット&コールの信用取引口座を開設済のお客様は、「決済益金自動振替」を設定いたします。**なお、当該設定は2018年1月以降、お客様ご自身で解除することも可能です。解除後は、保証金へ差し入れる場合は、「振替指示」が必要となります。



<信用建限度額(余力)>

2018年1月以降、決済約定前は評価益として計算しますが、決済約定時から約定日の翌朝6:00までは、信用建限度額(余力)には反映(増額)されないため、信用建限度額(余力)が少なくなりますのでご注意ください。

<追証計算>

2018年1月以降は、決済約定日の追証の仮計算(17:00頃)では、決済益金を保証金に含みませんが、本計算(翌朝6:00)においては、決済益金を保証金に含んで追証計算を行います。

このため、仮計算時点では追証の判定となり、本計算では追証が解消する場合がございます。

	2017年12月末まで	2018年1月以降
決済益金	決済益金は、受渡日(4営業日目)に自動的に保証金への振替えを行い、保証金としてお預りします。	決済益金は、受渡日(4営業日目)に自動的に保証金への振替えを行い、保証金としてお預りします。
信用建限度額(余力)	決済約定時に決済益金が信用建限度額(余力)に増額されます。 ※決済約定前は評価益として計算	決済約定日の翌朝6:00より決済益金が信用建限度額(余力)に増額されます。 ※決済約定前は評価益として計算
追証計算	決済約定時に、決済益金が保証金として計算されます。 追証計算は、 仮計算=18:00頃、本計算=翌朝6:00頃	決済約定日の翌朝6:00より決済益金が保証金として計算されます。 追証計算は、 仮計算=17:00頃(仮計算には決済益金を含みません)、 本計算=翌朝6:00頃

■決済損金



2018年1月以降、決済損金は受渡日に自動的に保証金から預り金(MRF)へ振替えされません。決済約定の受渡日に預り金(MRF)に決済損金相当額が不足している場合は、お客様ご自身でWebサイトにて保証金から預り金(MRF)への「振替指示」が必要となります。

なお、決済損金が保証金で充当できない場合は、ご入金が必要となります。

	2017年12月末まで	2018年1月以降
決済損金	決済損金は、受渡日(4営業日目)に自動的に保証金から預り金へ振替えを行い、精算されます。	決済損金は、 受渡日(4営業日目)に預り金(MRF)にて精算されます。 ※決済損金が発生した場合は、受渡日まで現物の買付限度額(余力)より決済損金相当額が減額されます。
信用建限度額(余力)	決済約定時に決済損金が信用建限度額(余力)から減額(拘束)されます。 ※決済約定前は評価損として計算	決済約定時から受渡日前営業日までは決済損金が信用建限度額(余力)から減額(拘束)され、受渡日に預り金(MRF)にて精算されます。 ※受渡日に預り金(MRF)がマイナスの場合は、引き続き信用建限度額より決済損金相当額が減額されます。 ※決済約定前は評価損として計算
追証計算	決済約定時に決済損金が保証金から減額されます。 追証計算は、 仮計算=18:00頃、本計算=翌朝6:00頃	決済約定時に決済損金が保証金から減額されます。 追証計算は、 仮計算=17:00頃、本計算=翌朝6:00頃

2-3 「有価証券の買付時」の取扱い (代用有価証券の管理方法の変更)

■有価証券の買付(「代用自動振替」設定済のケース)

・「代用自動振替」とは、有価証券(国内株式等のみ)について、代用有価証券への「振替指示」をすることなく、自動的に代用有価証券へ差し入れる機能です。**2017年12月末時点で野村ネット&コールの信用取引口座を開設済のお客様は、「代用自動振替」を設定いたします。**なお、当該設定は2018年1月以降、お客様ご自身で解除することも可能です。解除後、代用有価証券へ差し入れる場合は、「振替指示」が必要となります。



<現物の買付限度額>

2018年1月以降は、事前に、お客様ご自身でWebサイトにて保証金から預り金(MRF)への「振替指示」が必要となります。

<信用建限度額・追証計算>

お客様ご自身でWebサイトにて保証金から預り金(MRF)への「振替指示」をした時点で、振替額が保証金から減額されます。また、買付けた国内株式等が代用評価されるのは、受渡日からとなります。

	2017年12月末まで	2018年1月以降
有価証券の買付代金	有価証券の買付代金は、受渡日(4営業日目)に保証金より精算します。買付けた国内株式等は、受渡日に自動的に振替えを行い、代用有価証券としてお預りします。	買付の際は、保証金から預り金(MRF)への「振替指示」をする必要があります(33%以上の保証金の振替えが可能)。 買付けた国内株式等は(「代用自動振替」設定済のため)、受渡日に自動的に振替えを行い、代用有価証券としてお預りします。
現物の買付限度額(余力)	買付限度額(余力)には、委託保証金率30%以上の保証金額が表示されます。	買付限度額(余力)には、 預り金(MRF)のお預り金額が表示されます。 ※ 保証金から預り金(MRF)への「振替指示」をした時点で買付限度額(余力)が増額されます。
信用建限度額(余力)	買付代金は、注文時に受渡日基準の信用建限度額(余力)から減額されます(約定時から受渡日前営業日までは保証金として、受渡日から代用有価証券として管理)。	買付代金を保証金から預り金(MRF)への「振替指示」をした時点で信用建限度額(余力)から減額されます(受渡日より代用有価証券として管理)。
追証計算	約定時から受渡日前営業日までは保証金として計算され、受渡日から代用有価証券として計算されます。 追証計算は、 仮計算=18:00頃、本計算=翌朝6:00頃	受渡日から代用有価証券として計算されます。 追証計算は、 仮計算=17:00頃、本計算=翌朝6:00頃 ※ 買付代金として保証金から預り金(MRF)への「振替指示」をした時点から受渡日前営業日までは買付代金は追証計算に含みません。

※2018年1月以降は、名古屋証券取引所(セントレックス)、福岡証券取引所(Q-Board)、札幌証券取引所(アンビシャス)は代用有価証券の対象外となります。

野村ネット&コール
カスタマーサポート



0120-142-855
(フリーダイヤルが利用できない場合は:042-303-8500)

平日/8:40~20:00
土・日/9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

※フリーダイヤルの前に186(電話番号通知)をダイヤル(プッシュ)することで、ご利用いただけます。

※ご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

※時間帯により、電話が集中しつながりにくい場合がございます。あらかじめご了承ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

野村證券

1710(DN)